

更新日：2026-06-19

対象：受入企業の人事・総務／経営企画／外国人起業家・管理者採用の担当者

目的：在留資格「経営・管理」の改正基準について、相談前に確認すべき資料と論点を整理する

※本資料は公式一次情報に基づく一般整理です。

※申請受付日、在留状況、事業内容、経過措置により取扱いは変わります。

※官公署提出書類の作成・申請取次等は行政書士法上の個別確認が必要です。

---

## 0. まず結論

---

- 1) 在留資格「経営・管理」の上陸基準省令等改正は施行済み
- 2) 主な論点は、常勤職員、資本金等3000万円、日本語能力、経歴、事業計画書
- 3) 既存在留者や施行日前受付案件には経過措置の確認が必要
- 4) 事業計画の確認と、官公署提出書類の作成・申請取次を混同しない

### すぐやること

- 採用・在留資格変更の候補者が「経営・管理」対象か確認する
- 常勤職員の在留資格・雇用形態・週所定労働時間を一覧化する
- 資本金・出資総額・事業規模を証明できる資料を確認する
- 日本語能力資料（JLPT N2、BJT等）の有無を確認する

---

## 1. 公式一次情報で確認した重要日程

---

### 【施行日】

- ・ 令和7年10月16日
  - ↳ 出入国在留管理庁の案内で、上陸基準省令等の改正施行日として確認

### 【経過措置】

- ・ 施行日前日までに受付され、審査継続中の認定・更新等は改正前基準を適用
- ・ 既に「経営・管理」で在留中の方は、施行日から3年を経過する日までの更新で、経営状況や新基準適合見込み等を踏まえた許否判断が示されている
- ・ 施行日から3年経過後は、原則として改正後基準に適合する必要がある

### 注意

- 自社案件がどの経過措置に入るかは、受付日・在留状況で個別確認する
- 「猶予があるから準備不要」とは考えない

---

## 2. 主な改正内容チェック

---

### 【A. 常勤職員】

- 1人以上の常勤職員を雇用している
- 常勤職員が日本人、特別永住者、法別表第二の在留資格を持つ外国人等に該当する
- 週労働時間、年間労働日数、雇用保険、給与設定などを説明できる
- 派遣・請負・在籍出向など、常勤職員とみなせない形態を混同していない

### 【B. 資本金等】

- 法人の場合、資本金又は出資総額が3000万円以上である
- 個人事業の場合、事業所確保・給与・設備投資等の投下総額を説明できる
- 資本準備金や利益剰余金を資本金に含める前提で説明していない

### 【C. 日本語能力】

- 申請者又は常勤職員のいずれかがB2相当以上を立証できる
- 日本語の場合、JLPT N2以上、BJT 400点以上等の資料を確認した
- 常勤職員要件の対象者と日本語能力立証者の違いを整理した

### 【D. 経歴】

- 関連分野の博士・修士・専門職学位、又は経営・管理3年以上の経験を確認した
- 起業準備活動期間を含める場合、根拠資料を確認した

---

### 3. 事業計画書と行政書士法の注意

---

公式案内では、事業計画書について、具体性・合理性・実現可能性を評価するため、経営に関する専門的な知識を有する者による確認が示されている。

施行日時点で該当者として示されている者

- ・中小企業診断士
- ・公認会計士
- ・税理士

ただし、公式案内では、弁護士・行政書士以外の方が官公署に提出する申請書等の書類作成を報酬を得て業として行うことは、行政書士法違反に当たるおそれがある旨も示されている。

社内確認

- 事業計画の確認業務と、申請書類作成・申請取次を分けている
- 委託契約書に、誰が何を行うかを明記している
- LP・営業資料で「申請代行」「書類作成」等を安易にうたっていない
- 必要に応じて行政書士等へ個別確認している

---

#### 4. 相談前に揃える資料

---

##### 【会社側】

- 登記事項証明書
- 資本金・出資総額を確認できる資料
- 事業所の賃貸借契約書等
- 労働保険・社会保険・税務の履行状況
- 事業に必要な許認可の取得状況
- 事業計画書

##### 【人材側】

- 履歴書・職務経歴書
- 学位・職歴を証明する資料
- 日本語能力資料
- 現在の在留資格・在留期限
- 起業準備活動等の在留履歴

##### 【契約・委託先】

- 行政書士との役割分担
- 中小企業診断士・公認会計士・税理士による確認範囲
- 紹介会社・登録支援機関が関与する範囲

---

## 5. 公式情報

---

出入国在留管理庁  
在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令等の改正について  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/10\\_00237.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/10_00237.html)

e-Gov法令検索  
<https://elaws.e-gov.go.jp/>

丸忠物産への相談  
<https://hr.maruchu-bussan.co.jp/>

本資料は制度理解のための一般整理です。  
個別案件では、出入国在留管理庁の最新案内、法令、行政書士等の専門家確認を優先してください。